

公 告

次のとおり制限付き一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

なお、本公告の入札は、あいち電子調達共同システム（C A L S／E C）における電子入札サブシステムにより実施する。

令和3年5月6日

春日井市長 伊 藤 太

入札事案	1 件名	落合公園園路改修工事			
	2 場所	春日井市東野町地内			
	3 工期	契約締結日の翌日から令和3年9月17日まで			
	4 概要	透水性脱色As舗装 密粒As舗装 舗装撤去工	A=1, 710 m ² A=71 m ² 一式		
	5 予定価格(税抜)	18,893,000 円			
	6 最低制限価格(税抜)	無			
	7 工事担当課	春日井市建設部公園緑地課			
入札参加資格	8 入札参加資格者名簿の年度	令和2・3年度			
	9 地域要件	春日井市内の本店	名簿登載後3年を経過している者 公告説明書1(6)ア参照		
	10 業種区分及び総合評定値(1)	舗装工事業	650点以上		
	11 業種区分及び総合評定値(2)	—			
	12 施工実績	内容	平成30年4月1日以降に完成した官公庁が法の規定に基づく舗装工事業の工事として発注した工事について、元請として(JV工事も含む。)施工実績を有する者であること。		
		金額	500万円以上(JV工事は、出資割合が20%以上の場合に限り、実績金額は、出資割合で按分後の金額とする。)		
	13 施工実績(その他)	内容	—		
		金額	—		
	14 春日井市工事成績評定	舗装工事業	平成28年度から令和2年度までの平均点65点以上の者 公告説明書1(6)才参照		
	15 その他の要件	本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。			
	16 入札方式	事後審査型一般競争入札			
	17 落札方法	総合評価			
	18 参加申込期間	令和3年5月6日(木)	午後3時から	令和3年5月19日(水)	午後4時まで
	19 参加申込添付書類	制限付き一般競争入札参加申込書			
	20 入札参加資格結果通知	—			
	21 入札参加資格結果通知についての質問期限	—			

入札手続き等	22 資格確認申請書等及び設計図書配布期限	令和3年5月19日(水) 午後5時まで
	23 設計図書の質問期限	令和3年5月26日(水) 正午まで
	24 入札回数	1回
	25 入札期間	令和3年6月9日(水) 午前9時から 令和3年6月10日(木) 午後4時まで
	26 入札添付書類	工事費内訳書
	27 開札日時	令和3年6月11日(金) 午前10時
	28 開札場所	春日井市財政部管財契約課
	29 資格確認申請書等提出期限及び提出先	令和3年6月15日(火) 午後4時まで 春日井市総務部総務課
	30 資格確認申請書等	制限付き一般競争入札参加資格確認申請書 建設業許可通知書の写し 経営事項審査の総合評定値通知書の写し 12項の工事を施工し、完成させた実績が確認ができるもの
	31 その他	総合評価技術資料申請書等を令和3年5月19日(水)午後4時までに持参又は郵送(必着)で、春日井市総務部総務課へ提出すること(詳細は別添「総合評価落札方式について」を参照)。 本件入札に参加を希望する者は、上記総合評価技術資料申請書等の提出のほか、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)における電子入札サブシステムによる入札参加申込を18項で示した期間内に行うこと。 本件は、低入札価格の調査対象工事である。
入札(契約)条件	32 入札保証金	春日井市契約規則(昭和40年春日井市規則第6号)第11条の規定により免除。ただし、第12条の2の規定により落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、免除された入札保証金に相当する額を違約金として納付すること。
	33 契約保証金	契約金額の100分の10以上
	34 前払金	有
	35 中間前払金又は部分払	有
	36 合算変更の有無	無
	37 建り法適用の有無	有
	38 その他	—
連絡先	39 契約担当課	春日井市財政部管財契約課
	(入札参加資格に関すること) (入札の執行に関すること) (工事の内容に関すること)	春日井市鳥居松町5丁目44番地 春日井市総務部総務課庶務担当 (電話 0568-85-6067) 春日井市財政部管財契約課契約担当 (電話 0568-85-6267) 春日井市建設部公園緑地課建設担当 (電話 0568-85-6282)

その他別添「春日井市制限付き一般競争入札の公告説明書」を遵守すること。
 本件は総合評価落札方式で行われるため、別添「総合評価落札方式について」の内容も遵守すること。

総合評価落札方式について（落合公園園路改修工事）

1 総合評価落札方式

(1) 落札候補者・落札者の決定方法

入札参加者は「価格」及び、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、(2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とする。

評価値の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格の同じ者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とすることがある。

落札候補者を対象に入札参加資格の審査を行い、資格を有すると認められた場合はその者を落札者と決定する。詳細は、別添の入札公告及び公告説明書を参照すること。

(2) 総合評価の方法

ア 評価値の算定方法

評価値は入札価格が予定価格の制限の範囲内である者について、次の算式により算定する。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格}$$

イ 配点

標準点100点を付与するものとし、加算点の最高点は30点とする。

(3) 評価の基準

ア 企業の技術力

評価基準		配点		満点
企業の施工能力	①官公庁発注の過去5か年度（平成28年度から令和2年度）の同種工事の施工実績 ＊元請として（JV工事も含む。）の施工実績数を評価する。 ＊同種工事とは建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の規定に基づく舗装工事業の工事とする。 ＊契約金額2,000万円未満の工事は、加点対象としない。 ＊平成28年4月1日から令和3年3月31日の間に完成した工事を対象とする。 ＊JV工事は、出資割合20%以上の場合に限り、実績金額は、出資割合で按分後の金額とする。	2件以上	4	4点
	1件	2		
	なし	0		
	78点以上	5		
配置技術者の能力	②春日井市発注の過去5か年度（平成28年度から令和2年度）の工事成績 ＊春日井市が法の規定に基づく舗装工事業の工事として発注した工事について、春日井市工事成績評定要領に基づく評点の平均点を評価する。 ＊上記の平均点を算出するにあたっては、平成28年4月1日から令和3年3月31日の間に評点を受けた工事を対象とし、JV工事も対象とみなす。	78点未満75点以上	3	5点
	75点未満72点以上	1		
	72点未満	0		
	2件以上	4		
配置技術者の能力	③官公庁発注の過去10か年度（平成23年度から令和2年度）における優良工事表彰 ＊平成23年4月1日から令和3年3月31日の間に表彰されたものを評価する。 ＊同一発注者からの同一年度の表彰は、複数提示されても1件とみなす。 ＊JV工事は、代表構成員の場合のみ実績とみなす。	1件	2	4点
	なし	0		
	あり	1		
	なし	0		
配置技術者の能力	⑤官公庁発注の過去10か年度（平成23年度から令和2年度）の同種工事の主任（監理）技術者又は現場代理人の施工実績 ＊本工事に配置される主任（監理）技術者又は現場代理人について、同種工事における施工経験を評価する。 ＊元請として（JV工事も含む。）の施工実績数を評価する。 ＊同種工事とは法の規定に基づく舗装工事業の工事とする。 ＊契約金額2,000万円未満の工事は、加点対象としない。 ＊平成23年4月1日から令和3年3月31日の間に完成した工事を対象とする。 ＊JV工事は、出資割合20%以上の場合に限り、実績金額は、出資割合で按分後の金額とする。	2件以上	4	4点
	1件	2		
	なし	0		

<ul style="list-style-type: none"> * 現在属していない企業での実績も認める。 * 技術資料等提出後の配置技術者の変更は原則認めない。 <p>⑥春日井市発注の過去5か年度（平成28年度から令和2年度）の主任（監理）技術者又は現場代理人の工事成績</p> <ul style="list-style-type: none"> * 春日井市が法の規定に基づく舗装工事業の工事として発注した工事について、本工事に配置される主任（監理）技術者又は現場代理人の工事成績（平成28年4月1日から令和3年3月31日の間に受けた春日井市工事成績評定要領に基づく評点）を1件評価する。 * 現在属していない企業での実績も認める。 * JV工事は、代表構成員の場合のみ実績とみなす。 * 技術資料等提出後の配置技術者の変更は原則認めない。 	78点以上	5	5点
	78点未満75点以上	3	
	75点未満72点以上	1	
	72点未満	0	

イ 企業の信頼性・社会性

評価基準		配点		満点
地域精通度・地域貢献度・社会貢献度	⑦過去5か年度（平成28年度から令和2年度）の市内でのボランティア活動の実績 ＊企業として行った活動を対象とする。	あり	1	1点
		なし	0	
⑧障がい者の雇用率 ＊公告日の前日現在の障がい者の雇用率を評価する。	2.3%以上	1	1点	
	2.3%未満	0		
⑨市内在住者の雇用率 ＊入札参加資格審査申請書提出時の常勤従業員数に対する、令和3年1月1日現在の春日井市内在住の従業員数の雇用率を評価する。	70%以上	1	1点	
	70%未満	0		
⑩災害協定締結の有無 ＊総合評価技術資料申請書等の提出期限現在、春日井市との間で締結した災害協定（加入している建設業関係団体を含む。）の有無を評価する。	あり	1	1点	
	なし	0		
⑪協力雇用主登録の有無 ＊公告日の前日現在、春日井保護区協力雇用主会への登録の有無を評価する。	あり	1	1点	
	なし	0		
⑫ワークライフバランスの推進・男女共同参画社会等の実現に向けた取り組み ＊公告日の前日現在、次の①から④の認証又は登録の有無を評価する。 ①愛知県ファミリー・フレンドリー企業（愛知県所管） ②あいち女性輝きカンパニー認証（愛知県所管） ③くるみん認定・プラチナくるみん認定（厚生労働省所管） ④えるぼし認定・プラチナえるぼし認定（厚生労働省所管）	2つ以上あり	2	2点	
	1つあり	1		
	なし	0		

2 総合評価技術資料申請書等の提出

制限付き一般競争入札に参加申込みをした者は、加算点を受けるため必要となる書類を次とおり作成し、令和3年5月19日（水）午後4時までに、提出先に持参又は郵送（必着）すること。提出された書類は、申請者に返却しない。

(1) 総合評価技術資料申請書及び提出書類等

ア 総合評価技術資料申請書（参加申込みをした者は必ず提出すること）を表紙とし、提出書類等については加算点を受けようとする項目のみ提出するものとする。

評価項目		提出書類等
企業の施工能力	①官公庁発注の過去5か年度の同種工事の施工実績	工種・工法など工事内容を確認できるもの及び施工実績を確認できるもの（工事実績情報システム（コリンズ）竣工時登録データの写し等）
	②春日井市発注の過去5か年度の工事成績の平均点	提出するものなし
	③官公庁発注の過去10か年度における優良工事表彰	確認できるものの写し（表彰年月日の記載があること） JV工事の場合は、出資割合を確認できるもの（工事実績情報システム（コリンズ）竣工時登録データの写し等）
	④ISO9000シリーズ認証取得の有無	認定書の写し
配置技術者の能力	⑤官公庁発注の過去10か年度の同種工事の主任（監理）技術者又は現場代理人の施工実績	施工実績及び配置技術者が当該工事に従事したことが確認できるもの（工事実績情報システム（コリンズ）竣工時登録データの写し等）
	⑥春日井市発注の過去5か年度の主任（監理）技術者又は現場代理人の工事成績	施工実績及び配置技術者が当該工事に従事したことが確認できるもの（工事実績情報システム（コリンズ）竣工時登録データの写し等）
地域精通度・地域貢献度・社会貢献度	⑦過去5か年度の市内でのボランティア活動の実績	確認できるものの写し
	⑧障がい者の雇用率	障害者雇用状況報告書の写し又は障がい者雇用状況申請書（あいち電子調達共同システム（CALS／EC）の「入札情報サービス」の「入札公告」に掲載）
	⑨市内在住者の雇用率	提出するものなし
	⑩災害協定締結の有無	提出するものなし
	⑪協力雇用主登録の有無	提出するものなし
	⑫ワークライフバランスの推進・男女共同参画社会等の実現に向けた取り組みの有無	次の①から④の認証又は登録を受けていることが確認できるものの写し ①愛知県ファミリー・フレンドリー企業 ②あいち女性輝きカンパニー認証 ③くるみん認定・プラチナくるみん認定 ④えるぼし認定・プラチナえるぼし認定

イ 評価項目⑤・⑥の加算点の有無にかかわらず、本工事の配置技術者を総合評価技術資料申請書に記入し、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し又は国家資格を証明する書面の写しを提出すること。なお、書類提出後の配置技術者の変更は原則認めない（病気・死亡・退職等の極めて特殊な場合については、この限りではない）。

入札参加申込時の段階で配置技術者を特定できない場合、配置技術者の候補者を2人提示することを認める。この場合、評価項目⑤・⑥の加算点については、2人のうち加算点の低いほうの技術者の点数を採用する。

(2) 総合評価技術資料申請書等の提出先・問い合わせ先

〒486-8686

愛知県春日井市鳥居松町5-44

春日井市総務部総務課 庶務担当

電話0568-85-6067

（工事内容や入札執行に関することは、入札公告記載の問い合わせ先を参照すること）